

站戸の負擔以外、別に飼育のことに當りしか如し、即ち兵部典章（至元年中）に『諸站元有牧馬草地、仰管民官與本站官打量見數、插立標竿、明示界畔、無得互相侵亂、亦不得挾勢冒占民田』と、此草地はもとより站戸の所有以外のものにして、従かつて茲に牧する馬匹は站戸の飼育以外のものならざる可からず、果して然らば站戸の馬匹飼養と、驛站自つからの飼養との間に如何なる關係の存したりしや、吾人は茲に試みにマルコ・ポロの記する所を引きて這般の消息を解せんとす、曰く『此等幾多の馬匹は皇帝の財政と相關することなし、如何となれば驛站附近の各市町村は其堪え得る限り多數の馬匹を調へて之を驛站到納付せざる可からされはなり、此の如くにして但た附近に人跡なき地に於ける驛站のみ、皇帝の費用を以て之を組織するものとす而して假令一驛四百匹の馬匹といふとも、之か悉く常に驛内にとまるとはならず、其半數は去りて草地に就き、一ヶ月毎に相交替して使用せらるゝものとす』（ユール、マルコ・ポロ一卷四三七頁）と、茲に記せる驛内馬匹半數の休養なるものは即ち典章にいはゆる驛站附屬の草地に於て行はるゝものにあらざるなきや、日々使用に供せる半數は附近站戸につきて、之を養はしめて順次使人の用に供し、休養せる半數を以て驛站所屬の草地に置き、月を隔てて相交替せしめしにはあらざるか。

驛務の繁閑もとより計るへからず、されは時により所に従かひ其費用の如きも亦常に變遷あるへきや勿論なり、而して站の費用の多くは站戸の支辨に係はるへきこと前述の如くなれば、驛站所屬の站戸亦時に増減なかる可からざるなり、されは屢々制して其實況を徴し、站戸の加減宜しきに従はんことを勉めぬ、例令は『至元十八年閏八月詔……驗其閑劇、量増站戸』（元史兵志）と記せるか如し、此の如きもの屢々にして常にその整治に従事したりと雖さきにも云へるか如く站官の横暴なる、時に站戸の差役を重賦して私利を計るあり、或は使臣の暴狀制し難きこと